

## 1. 長期未着手の都市計画道路の見直しについて

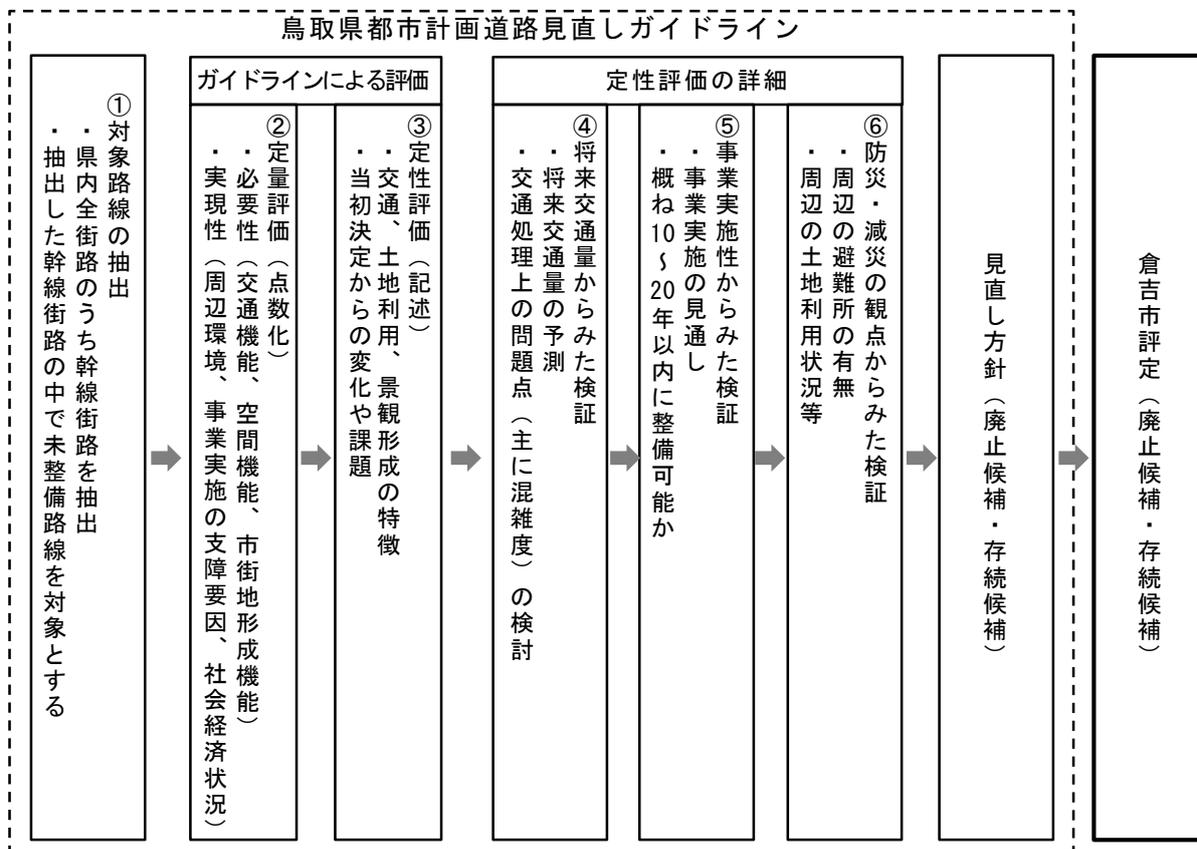
### (1) 見直しの方向性について

- ・鳥取県では、都市計画決定後長期間（概ね 30 年）経過しても整備されていない路線を対象に、「鳥取県都市計画道路見直しガイドライン」に基づく見直し方針を整理しています。
- ・「鳥取県都市計画道路見直しガイドライン」では、将来交通量を見越した道路整備の必要性、今後の財政状況を踏まえた事業実現性、防災・減災の観点から当該道路の果たす役割等を検証し、「存続」、「廃止」の候補路線として見直しの方向性を判定しています。
- ・これを受け、倉吉市では上位計画の位置づけや地域の実情に応じて、倉吉市の評価を行い、次項以降に見直しの方向性を整理しました。
- ・今後、個別の都市計画道路の存続や廃止は、都市計画法の手続きの中で市民のご意見をお聞きしながら、都市計画審議会の詳細に審議を行った上で判断することとなります。

## (2) 都市計画道路の見直しフロー

都市計画道路の見直しフローは以下のとおりで、「鳥取県都市計画道路見直しガイドライン」を受け、倉吉市の評定により見直しの方向性を検討しています。

### ■見直しフロー



## (3) 倉吉市評定の視点

倉吉市の評定による見直しの視点は以下のとおりです。

### ■見直しの視点

判定区分	判定基準
廃止路線候補	以下を基準に総合的に判定 (1) 倉吉都市計画区域マスタープランなどの上位・関連計画に10年以内に位置づけがない (2) 代替路線があり、幹線道路網としての必要性が低い (3) 土地利用計画、防災上等の必要性が低い (4) 大規模な住宅等の移転や街なみへの影響、長大橋等の膨大な事業費により実現性が低い
存続路線候補	上記の廃止理由がないもの (必要に応じて幅員やルート等の道路構造について見直しを行う)

次頁に都市計画道路の見直しの方向性を示します。

### (4) 見直しの方向性

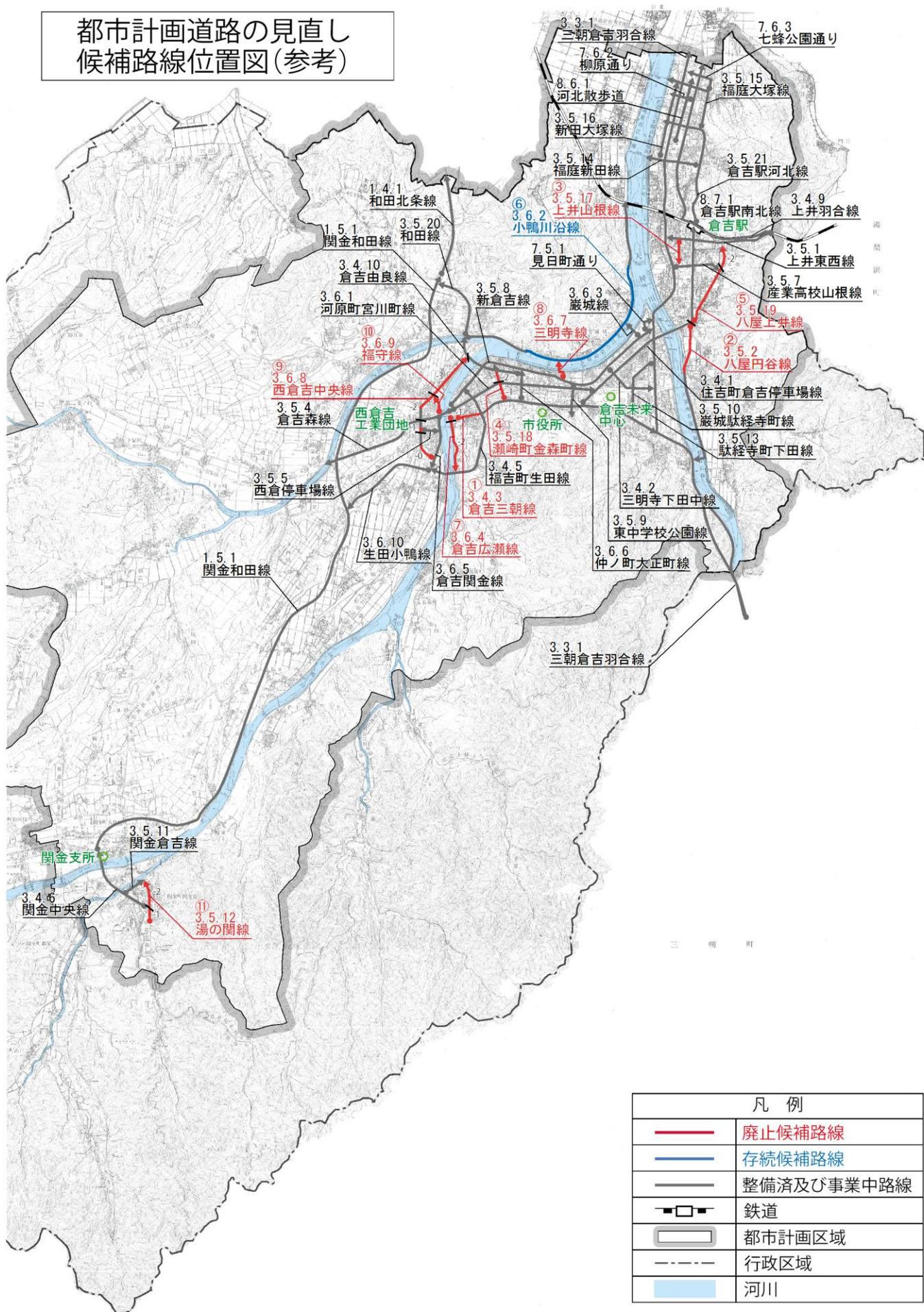
長期未着手道路の「存続」、「廃止」の方向性は以下のとおりです。

No.	都市計画道路		計画延長 (m)	現況の県道・市道名	見直しの方向性	主な判定理由
	路線番号	路線名				
1	3.4.3	倉吉三朝線	3,250	一部(市)瀬崎町鍛冶町2丁目線	廃止	上位計画等に整備の位置づけがない 代替路線がある 大規模な住宅等の移転を伴う
2	3.5.2	八屋円谷線	2,250	(市)下余戸八屋線	廃止	代替路線がある
3	3.5.17	上井山根線	400	一部(市)上井4号線	廃止	上位計画等に整備の位置づけがない 代替路線がある 大規模な住宅等の移転を伴う
4	3.5.18	瀬崎町金森町線	560	一部(市)瀬崎町福吉町線 (市)福吉町金森町線	廃止	上位計画等に整備の位置づけがない 代替路線がある 大規模な住宅等の移転を伴う
5	3.5.19	八屋上井線	1,180	—	廃止	大規模な住宅等の移転を伴う
6	3.6.2	小鴨川沿線	4,380	(県)倉吉江北線	存続	上位計画等の整備路線
7	3.6.4	倉吉広瀬線	970	(市)鍛冶町1丁目八幡町線	廃止	上位計画等に整備の位置づけがない 代替路線がある
8	3.6.7	三明寺線	400	(市)塚町3丁目1号線	廃止	上位計画等に整備の位置づけがない 代替路線がある 長大橋等の膨大な事業費がかかる
9	3.6.8	西倉吉中央線	1,820	一部(市)丸山町北野線 (市)西倉吉町中央線	廃止	上位計画等に整備の位置づけがない 代替路線がある
10	3.6.9	福守線	390	(市)西倉吉町不入岡線	廃止	上位計画等に整備の位置づけがない 代替路線がある
11	3.5.12	湯の関線	630	(県)常藤関金線 一部(市)中町幹線	廃止	上位計画等に整備の位置づけがない 代替路線がある

#### ■都市計画道路 小鴨川沿線の状況



都市計画道路の見直し  
候補路線位置図(参考)



凡例	
<span style="color: red;">—</span>	廃止候補路線
<span style="color: blue;">—</span>	存続候補路線
—	整備済及び事業中路線
—□—	鉄道
□	都市計画区域
- - -	行政区域
■	河川